# [資料紹介]

# スウェーデンの 1842 年の民衆教育令

横山 悦生

# はじめに――書誌的説明

- ① 以下に紹介するのは、1842 年 6 月 18 日に公布されたスウェーデンの「民衆教育令」Kungl.Maj:ts nådiga stadga angående folkundervisningen i riket の全文訳である。出典は、Svensk Författnings samling (スウェーデン法令集=日本の法令全集に当たる) に収められているもので、1842 No.19 という番号が付けられている。
- ② この法令には、各条文の見出しはついていない。しかし後年に同法令を収録した"Folkskolestadgan med flera författningar rörande folkundervisningen till ledning för skolråden" (学区評議会のための民衆教育に関する法令の手引き書) (1880)では、その目次の条に見出しが付けられている。本訳ではその見出しの訳をも掲げた。
- ③ なお、上記②も条の下位の節に見出しがない。ここでは、便宜のために、各節にも〈 〉内に訳者 (横山)による見出しを掲げた。
- ④ 先行研究の一つである松崎巌は、この法令を「初等民衆教育令」と訳している。そのほか重要なタームについての松崎訳と横山訳との異同については、[訳者注]のなかでふれた。

# [解説] スウェーデンの 1842 年の民衆教育令について

# (1)民衆教育令の概要

1842年に公布されたスウェーデンの「民衆教育令」は、国内の民衆の子女すべてを対象として、必要ならば国庫補助を与えることを含みながら、国内すべての地域に学校教育の制度を創出することを規定したスウェーデン最初の法典である。近年のスウェーデンの研究では、国民教育の歴史の端緒をこの法令においている場合が多い」。

スウェーデンは当時から王政である。1842年当時は四身分制議会(貴族、聖職者、市民、農民)が機能していたが、法律はこの四身分制議会の審議を経て国王の名で公布された。本稿と直接の関係はないが、議会はその後の1866年から二院制となった。

なお、古典語学校は別に早くから発達しており、その関係法令は少なくなかったから、「民衆教育令」が 教育に関する最初の法令というわけではない。

#### (2)民衆教育令制定の背景

スウェーデン王国では、国民各層に対する教育については、伝統的に教会の影響が圧倒的に強かった。そうしたなかで、地域住民に対する家庭内諮問の根強い伝統があり、その起源は少なくとも17世紀にさかのぼるといわれる。家父長が子どもに対して字を読むことと教理問答を覚えることに義務をもったが、このような家庭教育のほかに、教会の日曜学校、貧民の子どものための労働学校、女子のためのスロイド学校、村落学校などがいわば自生的に各地に設置されていたことも知られる。このような事情が背景となり、当時のスウェーデン人の18世紀の識字率は、西欧諸国のなかでも著しく高くなっていたといわれている。そうしたなかで1820年以降になると、助教制を採用する学校が増加し始めていた。これらの学校はすべて教会の影響のもとにおかれていた。しかし、それらの学校には教えられるべき内容について養成教育を受けた教師は配置されていなかった。自生的な各種の教育施設やその教師について各方面から数多くの不備が指摘されたが、他方、民衆学校の必置、必就学に対する貴族、聖職者層の反対も根強かった。こうした議論を乗り越えて、ついに四身分制議会の審議を経た民衆教育令が制定された。

# (3)民衆教育令の構成

民衆教育令は全14か条からなる。その内容構成を条文単位に整理すれば、以下のようである。条の次の

# 数字は節の数。

1.学校

学校の設置とその形態「第1条3節]

学区と学区委員会[第2条3節]

民衆教育に関する監督と聖堂参事会の義務 [第13条2節]

教室=校舎「第3条1節]

2. 教師

教師の給与「第4条6節]

教師の採用「第6条4節]

教師の解任と年金[第11条2節]

教師養成校 [第5条6節]

3.教育内容

教科[第7条1節]

授業時間、地区への分割、地区での試問 [第9条2節]

宗教教授に関する援助と監督「第10条2節]

- 4.就学 [第8条6節]
- 5.私立学校「第12条2節]
- 6.例外的事項に関する規定[第14条1節]

この法令の中核に据えられているのは、学校の設置・管理、教師の養成や資質、最低限の教育内容の確保、就学確保などであることがわかる。

# (4)民衆教育令の特徴の概要

1.民衆教育制度の中央集権化

民衆教育令は、王国内のすべての民衆教育のあり方を規定した単一の法典で、その最も重要な特徴は、 民衆教育制度の全般にわたって全国一律に規定していることである。その意味でこの法典は、開設され る個々の学校運営についてはそれぞれの教区に設置される学区委員会に委ねるとしながらも、民衆教育 制度の中央集権的性格を明確にしている。

2.民衆学校設立の義務化、宗教と教育の未分化

民衆教育令はまず第1条において、国内すべての教区に学校を設置すべきことを規定している。ここに、この法典の最も重要な目的、特徴が示されている。なお、ここでの教区は教会組織の末端単位を指す。教育と宗教が未分離であったことを示している。実際には、教育関係では教区は地方自治体の機能を果たしていたわけである。1862年にコミューン法が成立した後も、学校に関する事務は教区に残された。

3.民衆学校の設置形態とその弾力的運用――固定型と巡回型

民衆教育令は、民衆学校を国内すべての教区にくまなく設置することを予定した(第1条第1節)。 この民衆学校網の特徴の一つは、民衆学校の設置形態を通例想定される固定型の学校のみでなく、人口 希薄な地域には教師が巡回する巡回型の学校の存在を容認し、また5年の猶予期間をおくなど、弾力的 な運用を図っていたことである(第1条第2節)。その他に、伝統的な古典語学校、家庭教育や教区が 認める私立学校で学ぶことも容認されていた(第8条第3節)。

4.民衆学校の設置、管理――学区委員会――教会の支配

学校の設置主体は、教区単位に住民から選出される学区委員会である(第2条第 $1\sim3$ 節)。そこにおいては教区牧師など教会役員が委員長など重要な位置を占めるように配慮されていた(第2条第1節)。 5 校全

民衆学校の校舎――法典では「教室」と題されている――は教区の住民負担で建設されるべきだとされている(第3条)。子どもが一ヶ所に集まって教師から教えられ、ともに学ぶ場が「教室」(=学校)である。民衆学校を国内すべての教区に必置とするところに民衆教育令の重要な特徴があるとみられるにもかかわらず、校舎に関する規定は一ヶ条のみである。

なお、民衆学校校舎の標準プランは、ようやく 1860 年代に入って提示された。これによると、プラン

で例示された図面はその大部分が 1 校舎 1 教室で、そのほとんどが校舎の一部を教師の住居としていることが注目される。

## 6.教育内容と教育組織

民衆学校の教育組織に関する規定は、学校に関する規則は学区委員会が定めると規定する(第1条第3節)のみで細目を規定していないためか、後述の教師に関する規定と比較すると簡略な印象を与える。 民衆学校においてすべての児童に対して習得させるべき最低限の教育内容は、「a)読み方(スウェーデン語で書かれた文章を流暢に読むこと)b)宗教に関する知識と聖書の歴史(牧師のところで聖餐式の学習を始めることができるのに必要な程度)c)賛美歌(ただし、音楽の才能が欠けている場合は例外とする)d)書き方 e)四則の計算のやり方」と規定されている(第7条)。つまり母国語による読み書き、四則計算、最低限の宗教教育が項目として掲げられているに過ぎないともいえる。

この中の a)b)c)は、従来から教会牧師による家庭内試問で要求された内容であり、d)e)とがいわば新しく加えられた内容である。後者を挿入するについては国会においても牧師階層の抵抗をうけて相当の議論を経て最終的に3票差で決定されたものであった4。

これらの初等普通教育と特徴づけられる教育のほかに、宗教教育を充実させるために重ねて格別の条文 (第10条第1~2節)を配置していることも注目される。

法令の文言としては、修業年数、教授法、クラス分けなどに関する規定を欠いている。1842 年のこの 民衆教育令制定後の経過からみて、大部分は単級学級で、教師の養成、供給が遅々として進まなかった こともあり、教授法については、この法令以前から行われていた助教制がなお広範かつ長期に残ってい たといわれている。

# 7.教師

教師については、法令中で最も多数の条文を費やして規定している(第4条第  $1\sim6$  節、第6条第  $1\sim4$  節、解職、年金に関する第 11 条第  $1\sim2$  節、そのほかに教師養成校に関する条文)。資格ある教師の確保がこの民衆教育令の成否の鍵を握ると考えられていたことを示唆しているといえよう。また、実際に 1842 年以降の 5 年間の法令実施に関する予算措置は、主として教師にかかわるものであった。

民衆学校教師に要求される資格あるいは資質は、民衆学校が採用しようとする候補者に求める資質に 関する条文のなかに詳細に規定されている(第6条第1節)。

このほかに、法令に示された教師養成校の生徒に要求される力量(第5条第4節)も、教師の資質として要請されていたものを表現していたといえよう。

公募、試験の方法などの教師の採用方法は、現代からみれば奇妙な印象を与えるほどに詳細に規定されている (第6条第2節)。

民衆教育令の制定以前から広範にみられた牧師あるいは教会書記による学校教師の兼任は、民衆教育令においても容認されている(第6条3,4節)。

教師の解任の手続き(第 11 条第 1 節)、教師退職後の年金についても詳細に規定されている(同条第 2 節)。

# 8.教師養成校

教師養成校の設立と運営は、聖堂参事会の任務であるとされた(第5条第1,2 節)。また、教師養成校の規則は聖堂参事会が定めるとされた(第5条第3節)。教師養成校の生徒には、スウェーデン語の読み書き、算術、ルターの教理問答の暗記、聖書の歴史などの力量が要求されている(第5条第4節)。教師養成校の生徒には奨学金が支給される(第5条第5節)が、支給された者は卒業後一定年限民衆学校に勤務する義務を負うとされた(第5条第6節)。

#### 9.教師の給与

教師の給与に関する規定は、きわめて詳細である(第4条第1~6節)。給与は金額で示されるが、その半分は穀物で支給されると規定されている(同第1節)。この穀物現物支給の規定には、当時のスウェーデンでは公租を現物で徴収していた事情が顔をのぞかせている。また教師には、通常の給与のほかに、住居、農地貸与、牧草供給などの便宜が提供されることを詳細に規定している(同第2~3節)。これらの規定には、当時のスウェーデン経済の一端がかいま見られて興味深い。

学区が教師の給与を負担しきれないときには、国庫補助の道が開かれている(第4条第5節)。なお、教師の給与は固定型、巡回型などの学校の設置形態で区別しないとされている(第4条第6節)。

## 10.就学

就学に関する諸規定(第8条)は、この民衆教育令の最も重要な条文の一つである。親・後見人は、すべての児童を9歳までに民衆学校に就学させなければならないとする。例外的に免除されるのは、古典語学校や公認された私立学校に学ぶ者、及び教会による試問により家庭教育で教育されていることが認められる者(第8条第3節)のみである。

就学義務規定は、労働力を奪われることをおそれる農民が抵抗するところでもあった。そのために就 学させない親・後見人に対する処置も詳細に規定されている(第8条第5節)。

この法令の制定、施行後には様々な形態があった。学区委員会で認められている私立学校への就学や古典語学校への就学は学齢にある児童の一部ではあったが、存在していた。民衆教育令が目的とした就学の主な形態は、固定型学校への就学、巡回型学校への就学であったとみられ、実際にこの両タイプの学校の普及は著しかった。これらの学校の他に、法令施行後もかなり長い間、法令上に認められていた家庭における教育という伝統的な形態が少なくとも 1850 年代末までは広範に残っていた。この家庭教育という就学が認められていたことも、この民衆教育令体制の一つの特徴となっていた。

# 11.若干のまとめ

以上に略述したように、弾力的運用の余地を多分に残していたとはいえ、この 1842 年の「民衆教育令」は、全国すべての教区への学校の設置、学齢のすべての児童の就学、母国語による初等普通教育の実施、資格ある教師の配置と教師養成校の開設などの諸規定により、近代的な学校制度の創出を企図した画期的な法典といえよう。

なお、松崎巌は「初等民衆教育令」の名の下に全 14 条からなるこの民衆教育令の概要を主として第 1条(学校の設立)の第 1,2,3 節、第 2条(学区と学区委員会)の第 1 節、第 5条(教師養成)の第 1 節、第 8条(児童の学齢、入学と通学、試問)の第 1,3 節により特徴づけている6が、これらの条文のみでこの法令の全体像を把握するには無理があるといわなくてはならない。

# (5)民衆教育令制定後の経過の概略

民衆教育令制定の歴史的意義や同令がかかえていた弱点は、その後の歴史的経過の中にあらわれてくる。 ここでは、若干の事実経過を掲げるにとどめる。

民衆教育令の公布後、1847年まで5年間の猶予期間が過ぎても、学校建築や授業料の負担に対する農民層の抵抗は大きく、民衆学校の建設が順調に進んだわけではなかった。民衆学校令が構想した学校網の整備が遅々として進まない事態に対処するために、1853年には簡易小学校(Mindre skola)の制度が創設された。簡易小学校の教師は、上述の a) b) d) e)を教えることができるならば、教師養成校で養成された正当な資格をもった教師でなくてもよいとされた7。さらに 1858年には、簡易小学校の一部を、民衆学校に入学する前の段階の学校として位置づけられる幼年学校(småskola)の制度を創設し、整備していった8。このようにして弱点を補強しながら、民衆教育が強化されることになった。

民衆教育令は民衆学校を普及させる端緒となったが、民衆教育令体制の最も大きな弱点の一つは、教師養成体制の立ち後れとそのために猶予期間が過ぎた後々まで助教制が存続したことであった。そのために、助教(制度)の解消、教科の内容の整備充実、指導法の改善、いわゆる単級学校を克服する学力別あるいは年齢等級別のグループ分けの導入など、その学校の内情を充実させる課題が次第に自覚されてきた。こうした課題の解決と民衆学校と幼児学校との関係の整備をはかるために、1864年には回状が出され、これ以降助教制は次第に解消されていった。なお、1865年には学校建築の整備のための標準プランが提示された。この標準プランに示された校舎案のすべてが単級学校であった。ところからみて、民衆学校体制の民衆学校は単級(日本語でいう複式学級)であったと考えられる。教育内容に関する標準プランが告示されたのは、1878年で、年齢別あるいは学力等級別によるグレード分けの実際化などは、全68条からなる1882年の民衆教育令改正及び全70条からなる1897年の民衆教育令改正をまたなければならなかった。

なお、北欧諸国においては、スウェーデンの 1842 年の「民衆教育令」と同様の法令が制定された年代は比較的早く、デンマークが 1814 年、ノルウェーが 1827 年、フィンランドは 1866 年であった。つまり、スウェーデンにおいて制定された「民衆教育令」が北欧諸国のなかではとくに早かったわけではなかった<sup>10</sup>。本稿の課題とは直接関係しないので、詳しくはふれないが、民衆学校と古典語学校とが制度的に接続されるのは、20世紀に入ってからのことである。

# 1842年6月18日の民衆教育に関する法令

私、カール・ヨハン<sup>11</sup>は以下のことを告知する。わが国の民衆教育のための、より改善された施設の必要性にかかわって、国王が要求したところの教区における児童の教育の状態に関する情報にもとづいて、私は、1840年2月1日に招集した諸身分議会<sup>12</sup>に、民衆教育の促進のために必要な法令のための一般的基礎とその目的にために不可避に必要な国庫補助金についての説明を含む提案をおこなった。諸身分議会は、それをうけて1841年6月14日に民衆教育に関する法令に関する案を作成し、それについての検討の後、この提案が受け入れられるならば、民衆教育に関する一般的な法律を公布してくださるように国王に請願して、その案を国王に提出した。諸身分議会は、民衆学校の教師の教育のために必要な教育施設とその教育施設の学生に対する奨学金に、また支援を必要とする教区における教師の給料に対する支援に、年間の補助金を予算措置した。さらに、我々の政治家と聖堂参事会(domkapitel) <sup>13</sup>が、上述した諸身分議会によって提出された提案について尋ねられた後に提出した助言を考慮して、私は諸身分議会がこの問題で提出したことに主に同意して、以下のように命令し、法律をつくることにした。

## 第1条 [学校の設立]

# 第1節 〈固定型学校の設立〉

すべての都市の教区、すべての農村の教区において<sup>14</sup>、正当な資格ある教師(vederbörligen godkänd lärare)<sup>15</sup>をもった、少なくとも一つの固定型学校(fast skola)が存在すべきである。それからの例外として、少ない人口の地域や他の状況が必要とする場合は、二つ、あるいはいくつかの教区が統一して、一つの学校を運営することができる。

## 第2節 〈巡回型学校の設立〉

財政的余裕がない、あるいは地域的な状況が固定型学校の設立をむずかしくしているところでは、当面の間、児童の教育は、正当な資格ある教師を一人あるいは複数もった、巡回型学校(flyttbar skola)においてなされなければならない。同様に、巡回型学校は、広大な上級牧師管区(pastorat)に若干の村、農場、借地、住宅が固定型学校から遠く離れていて、教区の多くの児童が学校に通学することが困難なところに設立されるべきである<sup>16</sup>。

#### 第3節 〈この法令の猶予期間(5年)〉

教師の確保と学校の設立については、この法令の公布から5年以内に実施されるべきである。すでに採用された教師がこの法令公布後に引き続いて教職につけるかどうかについては、以下で決められる知識を教えることを条件として、学区委員会(skolstyrelse)と相談して、教区自身で決めることができる」で。

#### 第2条 [学区と学区委員会]

# 第1節 〈学区委員会の設立とその構成〉

一つまたはいくつかの学校をもった、都市の教区あるいは農村の教区から構成される学区 (skoldistrikt)に学区委員会がおかれるべきである。または、一つの学校を二つ以上の都市の教区あるいは農村の教区によって共同で組織する学区に学区委員会がおかれるべきである。その学区委員会は、教区牧師(kyrkoherde)またはそのかわりを代表する教会牧師(prestman)がなる委員長と、委員会の会議の際に記録を担当する人と、教区によって選ばれた学区に住んでいるメンバーから構成される。学区委員会のメンバーを特定の期間あるいは不特定の期間選ぶこと、また期限が切れた場合、本人の承諾があれば再任させることは教区が決めることができる。

# 第2節 〈学区委員会の業務〉

学区委員会は、学区内に設立されたすべての民衆学校において、その業務がきちんと行われるように注意深く見守り、授業が正しく組織されているか、熱心に行われているかを監督しなければならない。 第3節 〈学区委員会による規則の制定〉

学区委員会は、その管理下にある学校のために規則を制定する。その規則では、教授方法や規律に関すること、さらに学校の適切な世話と管理に属することが決められる。これらの規則は、制定されるまえに、常に当該の聖堂参事会の監査と承認をえるべきである。そのようにして承認された規則について

の、必要とされる修正や訂正は、学区委員会の提案によって、同様に聖堂参事会の承認をもっておこな うことができる。

#### 第3条 「教室]

学区は、その区にある、あるいは設立される民衆学校のために教室を確保し<sup>18</sup>、維持する義務を負う。 それにかかわる費用については、それについての特別な合意がないかぎり、教会の建物の費用が教区の 住民全員によって負担されるという規則と同様に、学区に住んでいるすべての住民が負担する。固定型 学校を建てる場合は、その状況に応じてその場所を決定することはその教区の住民にまかされる。しか しながら、学区委員会の委員長が学校の監督を容易におこなえるように、その住居の近くに設置される ことがのぞましい。

# 第4条 [教師の給料、学校制度のための費用の負担]

# 第1節 〈教師の給与〉

この法律の規定によれば、有資格で採用された教師は年間最低 16 トゥンナの穀物を受け取る。そのうちで8トゥンナは穀物そのもので(その半分はライ麦で、残りの半分はその地域で国家に支払われる税金であるところの穀物の種類で)、残りの8トゥンナ分は常に現金で(53 リクスダーレル 16 シリング・バンコ)支払われる<sup>19</sup>。

# 第2節 〈教師への住居、燃料の提供〉

学校の教師には、教区によって住居と必要な燃料が(無償で)提供される。また、教師には牛のための夏の牧草と冬のえさが提供される。そのようなものを提供することが困難な地域では、ライ麦かその他の種類の穀物で2トゥンナの価値の分が提供される。

#### 第3節 〈教師への農地の貸与〉

条件が許すところでは、適切な農地が教師に貸与される。一部は野菜などの(食料の)必要を満たすために利用され、一部は植林や園芸の教育の機会のために利用される。

# 第4節 〈教師への給与の財源〉

以上に述べたような教師の給料の財源を準備するために、一部はその教区のすべての納税者によって負担される。他の財源がないところでは、年間で最低で2シリング・バンコから最高6シリング・バンコまでの補助金によってまかなわれる。あと残りの分は民衆学校に通学する児童からの授業料によってまかなわれる。ただし、貧民救済事業の支援を受けている児童や、その親に財産がないために年間の国の税金を減額されている場合は除外される。上述した補助金や授業料に関する細部の決定については教区にまかされるべきである。これらが必要とされる教師の給料の総額に達しない場合には、「第2条 承認された法律」で決められた規則によって、このことに関する他の合意がない限り、教区が不足分を補わなければならない。これらのすべての補助金や授業料は、各教区で合意された方法で集められ、その目的に利用されるように教区の学校会計に渡される。

#### 第5節 〈学区への国庫補助〉

もし、ある教区が貧困な財政のために上述の最低限の給料の総額を教師に支払えない場合は、当該の 県知事(landshövning)と監督(biskop)をとおして、この目的のための国庫補助金による支援を国王に申請 することができる。上述の役職のものによってその必要性が調査され、推薦されてから、財政状況が許 すかぎり、そのような補助金が認められる。そのような補助金を申請し、獲得した教区は、補助金を受 け取る前に、その学校の活動が適切に組織されるような措置を講じていることを示さねばならない。

### 第6節 〈教師の給与の負担〉

学校の維持と教師の給料のために教区に課される費用は、それについての他の合意がない限り、学区 に存在するすべての固定型学校と巡回型学校のために各学区(のすべての納税者)によって支払われる。

# 第5条 [教師養成校]

# 第1節 〈教師養成校の設立〉

教師養成校(seminarium)は<sup>20</sup>、首都、及び各監督座都市(stiftstad)において、民衆学校教師の仕事に従 事することを希望するもののために設置される。この仕事に関係する諸教科の教授と実習を得る機会は

聖堂参事会によって準備されなければならない。

# 第2節 〈教師養成校の運営〉

そのような教師養成校のために聖堂参事会は、それに適切な校長を任命しなければならない。その校長は、将来の学校教師を指導し、教え、彼らの入学と卒業の際には試問(förhör)をおこなわなければならない。それとともに聖堂参事会は、将来の学校教師である学生に賛美歌や簡単な体操の授業をうける機会を準備し、民衆学校での学校教師の仕事を実習する機会を準備しなければならない。聖堂参事会は将来の学校教師である学生の教育にたずさわる人に、各教師養成校に割り当てられた年間の補助金を、最も適切な方法を検討して、分け与えることができる。あるいは、この地位に要求される能力をもっている場合、一人の人物にこの地位を統合し、補助金を与えることができる。教師養成校の校長はこの地位を受け入れる能力があることへの奨励として、牧師としての勤続年数の年金を受け取るべきである。

# 第3節 〈聖堂参事会による教師養成校に関する規則の制定〉

聖堂参事会は、将来の学校教師である学生の適切な教育に関する諸規則を、とりわけ教師養成校での教授時間、試験等々に関してより詳細に決めなければならない。そして、授業の正しいやり方について入念に監督しなければならない。

#### 第4節 〈教師養成校の生徒に要求される力量〉

品行方正で礼儀正しい態度に関する確かな証明を示さないものは、教師養成校の生徒になることはできない。校長によって実施された試問の際に、スウェーデン語の字体とラテン語の字体で書かれた印刷物<sup>21</sup>を読むこと、書くこと、算術の技能をもっていること、ルターの教理問答をその解説とともに暗記していること、聖書の歴史についての相当な知識をもっていること、これらについての確かな証明を示さないものは、教師養成校の生徒になることはできない。学校教師にふさわしくない、なんらかの肉体的障害をもつ人は、教師養成校の生徒になることはできない。

## 第5節 〈教師養成校生徒への奨学金〉

奨学金は、総額としてある人には 50 リクスダーレル、別の人には 33 リクスダーレル 16 シリング・バンコを、必要としている人や優秀な将来の学校教師となる学生に、一年間ただし、その期間を半年間あるいは一年間は延長することができるが、聖堂参事会によって与えられる。この点については、必要性と優秀さが同じである場合、教師養成校を修了した後で、その教区の中で計画された民衆学校や設立された民衆学校に教師として採用されることを条件として、ある特別な教区によって教師養成校への入学を申し込む学生が奨学金を優先的に受け取ることができる。

# 第6節 〈教師養成校卒業生の義務〉

教師養成校で奨学金を受け取った人は、そこでの学習の修了後少なくとも3年間は教師として働かなければならないことになっている。教師としての仕事は、卒業してから半年以内に民衆学校から提供される。これをきちんとみたさない人は、受け取った奨学金を返還する義務がある。そのような場合は、他の教師養成校の学生に与えられる。

# 第6条 [教師の採用]

#### 第1節 〈民衆学校教師に要求される資質〉

民衆学校教師の採用に際しては、第一にその人物の敬神性や道徳的品行に注目しなければならない。それとともに、民衆学校での教師としての仕事に正当であるとみなされることを希望する人は、教師養成校を卒業しているか、していないかにかかわらず、この法令で規定されているすべての教科に必要とされる知識について、この法令が布告される以前にストックホルムの助教制協会が設立した模範実習学校(normalskola)から出された成績を持っていなければ、聖堂参事会のメンバーを前にして、教師養成校の校長によって行われる試験を受けなければならない。そして、教師養成校の校長によって出され、上述の聖堂参事会のメンバーが署名した成績にしたがって、読み方、書き方の十分な技能をもち、教理問答、聖書の歴史、自然地理と人文地理の概要、スウェーデンの歴史と一般史の概要、算術、幾何の一般的な概念、線図(linear-teckning)、博物(natur-lära)——これらの教科を教えることができる十分な知識と確かな技能をもち、さらに助教制の教育方法に関する知識、簡単な体操(gymnastik)と賛美歌(kyrkosång)を教える技能とそのために近年に発明された補助手段を使う技能をもたなければならない。そのうえに、農村部での教師の仕事と教会書記の仕事(klockarebeställning)とを統一的におこなおうと

するものは、農村部の教会書記に義務として課された種痘と瀉血に関する知識と技能を持たねばならない。教師養成校からの卒業の際に発行される成績においては、卒業者が示した能力を、可、良、優という表現で評価されるべきである。

# 第2節 〈民衆学校教師の募集、採用、試験〉

民衆学校の教師の選定に際しては、募集が新聞に三回公知された後、志願者は最初の募集の公知から60日以内にその申請書を学区委員会に提出する。学区委員会は、提案にもとづいて志望者の中から三名を、敬神、道徳性、授業の知識と技能が適切であるかどうかを確かめてから、順番をつけて選ぶ。能力をもった志願者が三名よりも少ない場合には、学区委員会と教区が二名の志願者から選択することで満足することを説明されない限り、または一人の志願者として申請した人で満足することを説明されない限り、同じ長さの期間、再び募集が決められ、公知される。提案として選ばれた人の中から、教区の会合に集まった投票権があるメンバーによる選挙がおこなわれる。学区委員会の代表の投票は、教会書記の選挙の際の教区牧師と同じように数えられる。提案の作成や教師の選択の際に犯された違法行為はについて、聖堂参事会に苦情を述べることができる。その際、教会書記の選挙の際に苦情を述べる場合と同じ期間内になされるべきである。聖堂参事会の決定については、通例国王陛下に苦情を述べることができる。適切に採用された教師の任命は、学区委員会によってなされる。

# 第3節 〈民衆学校教師と牧師との兼務〉

民衆学校教師の仕事がなんらかの牧師の仕事といかに統一されるかについては、聖堂参事会が検討して決めることができる。そのような統一は、両方の仕事が一人または同一の人間によって適切に取り扱われる場合のみ認められる。

# 第4節 〈民衆学校教師と教会書記との兼務〉

第3節と同様に、民衆学校教師の仕事は、教会牧師と教区の承認を得て、教会書記の仕事と統一することができる。すなわち、この統一された仕事を任命された人は、第一に自分の時間と力を民衆学校教師の仕事に捧げなければならない。そのうえで必要であるとみなされる限り、教会牧師と教区の承認を得て選ばれた人の特別の補助を通して教会書記の仕事に関連することをおこなうことができる。統一された学校教師と教会書記の仕事をもつ人は、両方の仕事に割り当てられた給料を、あわせて 50 トゥンナの穀物の価値を超えない限り、減額されることなく受け取るべきである。もし、両方の給料が合計でその総額を超える場合には、学校教師の給料の過剰分を差し引くかどうかについては教区にまかされる。両者の場合において、その助手に教会書記の仕事の給料と同じくらいの給料を自分で支払わなければならない。

# 第7条 「教科]

民衆学校の教師に採用されることをのぞむ人に要求される知識―教科は、第6条第1節にしたがって、 民衆学校における授業にとっても、その目標となる。貧困のために長い期間学校教育を受けられない児 童も、あるいは学校教育が提供する十分な知識の量を獲得することに必要な能力が欠けている児童は、 彼らが学校を去るときには、少なくとも以下に掲げる教科の必要な知識を習得すべきである。

a)読み方(スウェーデン語で書かれた文章を流暢に読むこと)

b)宗教に関する知識と聖書の歴史(牧師のところで聖餐式の学習を始めることができるのに必要な程度)

c) 賛美歌 (ただし、音楽の才能が欠けている場合は例外とする)

d)書き方

e)四則の計算のやり方

学区委員会は、要求される知識の点で男女間に差異を決めることができる。

# 第8条 [児童の学齢、入学と通学、試問]

#### 第1節 〈民衆学校への入学年齢〉

各教区は、学区委員会と協議して児童の通学を開始する年齢を決定することができる。ただし、これは9歳の終わりにまでは伸ばすべきではない。もし、児童や親や後見人がその年齢以前であっても学校教育を受けることをのぞむ場合は、入学が認められる。

#### 第2節 〈児童の試問〉

学区委員会が決定した時期に、各学校の児童は試問を受けなければならない。それが修了した際に、 熱心で、優秀で、良好な行動で注目された児童に、財源がある限り適切な褒賞が与えることができる。 第3節 〈就学猶予〉

学齢(skolålder)にある児童は、その親や後見人によって家庭において、あるいは古典語学校(läroverk)において、または以下に規定したように正当に認可されて設立された私立学校において、教育を受けると登録された児童だけを例外として、すべての児童は民衆学校に出席しなければならない。家庭で教育を受ける児童<sup>22</sup>は、普通の学校試問(skolförhör)においてか、または学校教師か牧師によって行われる試問において、家庭で受けた教育が学校でなされる教育と、その正確性と範囲においてどのように対応しているかを明らかにするために、試験を受けなければならない。それによって家庭教育が不十分であることが明らかになった場合には、きちんと学校に通学しなければならない。

#### 第4節 〈就学の援助〉

親や後見人がその児童のために服を購入することができない場合、また学校に通学させることができない場合は、この点に関して貧民救済をとおして、援助を受けるべきである。そのような児童、あるいは学校までの遠距離のために、または厳しい季節のために毎日学校に通学することが困難な児童は、読み方の技能を獲得した後は毎週1回か2回だけ学校に出席してもよい。ただし、児童の親や後見人が、道徳性の点や児童を育てることが上手で、彼らの教育について注意深く世話することでよく知られていることが条件である。各家長は、彼らの奉公人や小作人の児童が必要な教育を受けないことがないように監督しなければならない。

# 第5節 〈就学に反対する親・後見人の処置〉

親や後見人が、児童の通学義務(skolgångs-skyldighet)の点で伝えられた規則を守ることに反対する場合、反対する人たちは牧師による警告を受ける。牧師が警告しても効果がない場合は、教区評議会(kyrkoråd)か他のコミューンの理事会によって(そのようなものが後に設立された限りで)、警告を受ける。このような警告に効果がない場合は、その児童は親から隔離され、他人に世話を受けるために引き渡される。児童の通学にかかわる費用や授業料は、親や後見人のところから法律によって差し押さえられる。

# 第6節 〈就学児童の記録〉

学区委員会の代表は、学区内で最近半年間に学齢に達した児童についての正確な記録を年に2回作成 し、学区委員会に伝えなければならない。

# 第9条 [教授時間、地区の分割、地区での試問]

#### 第1節 〈通学区域の分割〉

学区委員会は、教区と協議して、より広範に家庭教育を必要とするある地域での状況を考慮して、固定型学校と巡回型学校において授業がなされる期間の長さ(1年のなかでの期間)、一日の授業時間を決定することができる。巡回型学校での授業のために、教区を最も適切な大きさの地区(rote)に分けることができる。

# 第2節 〈巡回型学校における教師の試問〉

巡回型学校の教師は、一つの地区で学校教育が実施されることが決定された時期に、可能ならば学区委員会が決めた順番で他の地区を訪問することができる。その訪問先において、教師が不在の時においても、学習がきちんと進んでいるかどうかを確かめるために、決められた試問の際に時々訪問しなければならない。

# 第10条 [教授に関する監督]

# 第1節 〈宗教教授〉

牧師は民衆学校における宗教教授に関して、特別に注意深く監督しなければならない。教区の教師(牧師のことーー訳者)は、そのために固定型学校においても巡回型学校においても、熱心に、そして彼らの他の仕事が許せば、しばしば自分で学校に行き、この学校の最も重要な教科である宗教教授が学校教師によってどのように教えられているかを調査し、必要な場合、学校教師に情報と助言を与え、自分で

教授し、説明し、適用することをとおして、神聖な教義を子どもの感覚に生き生きと伝えなければならない。

## 第2節 〈宗教教授に関する援助〉

学校で獲得した知識を維持し、とりわけ真実のキリスト教の教育を促進するために、学校教師は学校が休みのときに、可能な場合教区の牧師の監督と補助を受け、日曜日に学校を離れた若者たちに授業と試問をおこなう。同じ目的のために、牧師にもまた、教区図書館の設立とその利用を促すように、さらにそれに適切な本を提案するように努力することが課されるべきである。

## 第11条 [教師の解任と年金]

# 第1節 〈教師の解任〉

もし、ある学校教師が自分の仕事を遂行するうえで不適切であったならば、あるいは教師として残るべきでないような行為が明らかになった場合、学区委員会は1回目には警告し、学区委員会の議事録に記録する。その後、その警告に効果が見られなかった場合、その人物を教師としての地位から引き離し、その地位にともなう給料も取り上げ、この措置を教区に伝えることができる。

#### 第2節 (退職教師への年金)

自分の仕事を申し分なくやり遂げた教師が高齢や病気のためにその仕事を遂行することが不可能になり、この理由により引退しなければならない場合、教区と学区委員会の検討をとおして、その教師の必要性と職務をおこなった期間に応じた、また教区から出された給料の大きさに応じた、年金を彼に与えることができる。

#### 第12条 「私立学校]

## 第1節 〈私立学校の設立〉

教育を利用したい人のために私立学校を設立することを望む場合、その人に信用があり、授業に必要な能力をもつ限り、学区委員会に学校の設立について登録すべきである。そのような学校は、授業と時間割に関して学区委員会の監督下におかれるべきである。

## 第2節 〈私立学校は学区委員会が監督する〉

個人の費用で設立された学校、あるいは将来設立される学校は、学区委員会の監督のもとにおかれる。 すなわち、学校の創設の際に決定された条件を変更してはならない。学校教育庁は、これらの学校の設立や管理の点で、教育の適切な組織のためにふさわしいかどうかを、この法令で決められたことによって検討し、設立者の決定した規則を尊重しつつ、それに対応した修正や変更を行うことが許される。

# 第13条 [監督と聖堂参事会の民衆教育に関する義務]

## 第1節 〈民衆教育に関する監督と聖堂参事会の義務〉

各監督管区の監督や聖堂参事会は、一般的に教育活動に関して彼らに任せられた監督とともに、民衆 教育のための教育施設に関して慎重な管理を実施し、それらの重要な目的の達成のための指導や展開を 見守らねばならない。

# 第2節 〈学区委員会の報告義務〉

各学区委員会は、学区内の民衆教育施設の現状に関する報告書を毎年提出しなければならない。聖堂 参事会は、その報告書にもとづいて、監督管区内の民衆教育の現状に関する評価を、それについての必 要な情報とともに3年に一度国王に送付しなければならない。

# 第14条

この法令で伝えられている規則の適用に特別の障害があるところでは、状況によって、決められた規則からの例外が必要と考えられるならば、これらの障害について国王に報告するかどうかを聖堂参事会が決定することができる。

最後に、私は、私の忠実な臣民にこの私の一般的な命令の実行を熱意と前向きの姿勢で推進し、その命令が目指す重要な目的、すなわち成長世代をキリスト教的で役立つ社会人に教育することを達成するよう

要請する。この点で私はまた第一に国の牧師たちの暖かい協力を期待している。この命令は関係者すべて が注意深く従わなければならない。さらに私は自らの署名と印をもってここに承認する。

ストックホルム城 1842年6月18日

カール・ヨハン

## [訳者注]

1 たとえば、Åke Westman, Folkskolan 150 år Något om den allmänna utvecklingen samt utveckling och händelser i norra Ångermanland,1993

<sup>2</sup> 1840 年の国会では、当時すでに 1,009 校の固定型学校と 377 人の巡回教師が存在していたこと、国内の 約半数の教区である、1,211 教区には固定型学校も巡回教師もいなかったことが報告されている (<u>C. Georg Starbäck</u>, <u>P. O. Bäckström</u>, *Berättelser ur svenska historien*, (*Tionde bandet.Carl XIII. Carl XIV Johan*)s.397)。

<sup>3</sup>松崎巌『<世界教育史大系 14>北欧教育史』(講談社、1976) において「1822 年には少なくとも 35 校の助教制学校があったと報告されている。……1824 年には 60 校、十年後の 1834 年には 322 校、…1842 年には 515 校(常設学校の過半数)、…1848 年には 756 校と増加していった」(176 頁)と述べている。C. Georg Starbäck, P. O. Bäckström, Berättelser ur svenska historien, (Tionde bandet. Carl XIII. Carl XIV Johan)では、「1828 年には 183 校の助教制学校があり、12,711 人の子どもがそこで学んでいた。1842 年には 543 校に増加し、35,115 人の子どもが学んでいた」と書かれている(s.397)

- <sup>4</sup> Rud.Hall, Folkundervisningens historia, 1926, s. 67
- 5 この「民衆教育令」を採択した国会は、同時にこの法令の実施のために「民衆学校の教師の養成のための教師養成校の設立に 6,500 リクスダーレルを、これらの教師養成校の学生のための奨学金のために 9,000 リクスダーレルを、民衆学校教師の給料のために補助の必要のある教区のための補助金として、 50,000 リクスダーレルを予算措置した( $\underline{C.\ Georg\ Starbäck}\ ,\underline{P.\ O.\ Bäckström}\ ,$  ibid. s.397)。 6松崎巌、前掲書、 179 頁
- <sup>7</sup> Kungl.Maj:ts nådiga kungörelse,angående förändrad lydelse af 1:a,4:c,5:e och 6:e § § i Konkl.Stadgan om Folkundervisningen i Riket den 18 Juni 1842; den 29 September 1853(Svensk Författnings samling,1853 No.65) s.6
- <sup>8</sup> Kungl.Maj:ts nådiga kungörelse,angående ytterligare åtgärder till folk- undervisningens befrämjande; den 23 April 1858(Svensk Författnings samling,1858 No.31) s.2
- 9 これらの図面は農村部におかれた学校建築のものであると考えられる

(Kongl.Över-Intendents-Embetet, Normalritningar till Folkskolebyggnader, 1865).

- 10 Rud.Hall, Folkundervisningens historia, 1926, s. 67
- $^{11}$  カール  $^{14}$  世ョハン(1763~1844、在位  $^{1818}$ ~1844)は、南フランスで生まれ、 $^{1810}$  年まではナポレオン麾下の将軍であった(ベルナドッテ元帥)。 $^{1810}$  年 8 月にスウェーデン政府が、皇太子として迎えることを決定し、議会がこれを承認し、同年  $^{11}$  月に「カール・ヨハン」と改名し、プロテスタントに改宗したのちにカール  $^{13}$  世の皇太子となった。彼のイニシアチィブにより  $^{1813}$  年  $^{10}$  月のフランス軍との戦役を最後に、スウェーデンは中立政策を内外に宣言し、これを国是として確立することに成功した。以降今日まで、スウェーデンは約  $^{200}$  年間にわたって戦争に加わったことがない。

 $^{12}$ 当時は、スウェーデンには四身分(貴族、聖職者、都市市民、農民)制議会が存在した。この四身分制議会は、 $^{1435}$ にアールブーガ会議で始められたといわれている。グスタフ・ヴァーサ(在位  $^{1523}$ ~60)が  $^{1527}$ 年に招集したものが代表者の名簿が保存されている最初の四身分制議会である。この身分制議会は  $^{1866}$ 年に廃止され、それ以降は二院制になった。

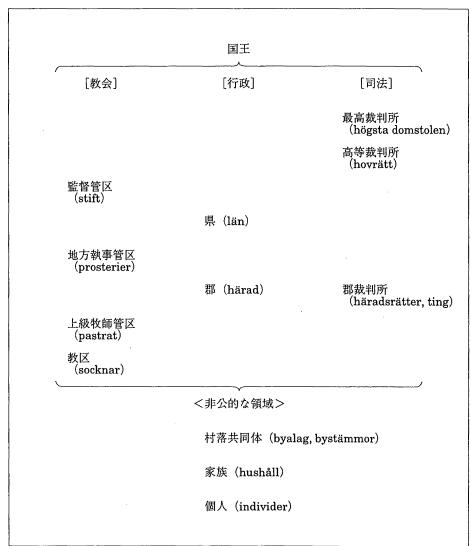
<sup>13</sup>聖堂参事会(domkapitel)は、全国 13 の監督管区(stift)におかれた教会の監督機関である。松崎巌はこれを「大聖堂評議会」と訳している(『<世界教育史大系 14>北欧教育史』講談社、1976)。しかし、「大聖堂」はウプサラ大聖堂を想起させるので、ここでは単に「聖堂」とし、教育に関わる事務的な仕事を行う機関でもあることから「参事会」と訳した。

14教区(socken)は、農村部の教会組織の末端であるが、「単に宗教行事を行う機関ではなかった。年に少なくとも二回開かれる教区会議(sockenstämma)では、教区牧師を議長として、教会財産や学校の管理、徴税、救貧に関する決定、教区への居住の許可、郡・県の議会議員選出、国会農民院議員選出、穀物の管理など

を協議した。また、教区牧師を長とする常設の教区評議会(kyrkoråd)は、日常において各家族内における親子関係、家父長・奉公人関係を監督し、飲酒を取り締まり、住民同士のいさかいを処理した。各家族においては、家父長が、家族内の道徳や秩序に責任を持ち、子供が字を読み、教理問答を覚えることに義務を持ったが、教会は、そうした教育を徹底させるために、一五歳以上の者に毎年試験(husförhör)を行い、各家族から少なくとも一名の教会行事への出席を義務づけた。」(石原俊時「スウェーデン近代と信仰復興運動――身分制社会解体の一局面」望田幸男・村岡健次監修『近代ヨーロッパの探求③ 教会』ミネルヴァ書房、2000年、304頁)

以上のような教区の行政・司法的機能は、1862年のいわゆるコミューン改革によって変化した。すなわち、コミューンが新たな地方自治の単位として主な行政機能を担うようになった。しかし、教区簿冊による人口統計の業務はその後も教区に残され、教育に関する業務も教区に残された。

参考までに18世紀スウェーデンの地方統治機構を図示したもの(石原前掲論文、305頁)を以下に掲げる。



18世紀スウェーデンの地方統治機構

- 注:\*図の上に位置するほど、管轄する地域的範囲が広くなる。
  - \*最高裁判所は、一つのみでストックホルムに所在、全国を対象とする。
  - \*現在の国境内に、監督管区は13存在し、高等裁判所は、イェンシェーピング (Jönköping) に1 か所存在するのみであった。高等裁判所は、フィンランドやエストニアなどにも置かれた。
  - \*村落共同体は、農業での共同作業の調整を行い、救貧に対し責任を負った。南部スコーネ (Skåne)では、自律性が大きく、他の地域で教区の負う任務の多くを担った。
- 出典: Sundin, Jan, "Control, Punishment and Reconciliation", p. 26, Figur 1 より作成。

<sup>15</sup> 1842年の法令の公布時における「正当な資格ある教師(vederbörligen godkänd lärare)」の意味する内容が問題となる。1853年9月29日付の告知において、この表現は「教師養成校において正当に資格と取得した教師(vederbörligen vid en seminarium godkänd lärare)」と改められたことから推測すると、1842年の法令公布時には、教師養成校の卒業生を前提にはしていなかったと考えられる(このことは、1842年の法令の第6条に明確に規定されている)。教師養成校の多くは1842年の民衆教育令公布後に設立されている。

<sup>16</sup>松崎は fast skola を「常設校」と訳し、flyttbar skola を「巡回学校」と訳している『<世界教育史大系 14>北欧教育史』講談社、1976、179 頁。

17松崎は skolstyrelse を「学校管理委員会」と訳している(同上)。

18学校の教室に関する設計基準は 1865 年に最初に発行された(Kongl.Över-Intendents-Embetet,

Normalritningar till Folkskolebyggnader, 1865)。その後 1878 年に改訂されたものが発行された

(Kongl.Över-Intendents-Embetet, Normalritningar till Folkskolebyggnader,1878)。1865年に発行された図面は、農村用の学校建築のモデルであり、そのほとんどが一校舎一教室であった。1878年に改訂されたものには、都市用の学校建築のモデルも加わり、教室の数が多く設定されている図面も入っている。また、農村部と考えられる校舎の図面の中には、幼児学校用と民衆学校用の2つの教室が設定されている図面もある。さらにこれらの教室に加えてスロイドの部屋が別に設定されているのは興味深いところである。つまり、多くの教科の授業が一つの教室(複式学級)で授業をおこなう場合でもスロイドだけはそれが不可能であることを示していると考えられる。これらの例を末尾に掲げておく。

19 この法令が公布された当時は、1834年に実施された貨幣改革によって1リクスダーレルは48シリング・バンコと同価値であった。その後1855年に通貨単位に十進法が導入され、1リクスダーレル・リクスミントは100シリングとされた。その後、1873年に金本位制となり、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーで共通の通貨であるクローナが導入された(1クローナは100オーレと同価値)。

20 スウェーデンにおいて、1842 年以前には民衆学校の教師養成にかかわる学校として、1830 年にストックホルムに助教制普及協会(Sällskapet för växelundervisningens befrämjande)によって設立されたストックホルム模範実習学校(normalskola i Stockholm)(John Landquist, Torsten Husen,"Pedagogikens historia"1969,s.232。松崎巌『<世界教育史大系 14>北欧教育史』講談社、1976、176 頁)や、1835 年に創設されたクリシャンスタ教師養成校(lärarseminariet i Kristianstad)があった。後者は助教制の学校(ランカスターの方法を利用する学校)の教師を養成するために創設され、1842 年までにおよそ 100 名の教師を養成した。この教師養成校は監督座都市になかったので、1842 年に閉校となった(Högskolan Kristianstad, Från monitörer till monitorer, 1988)。

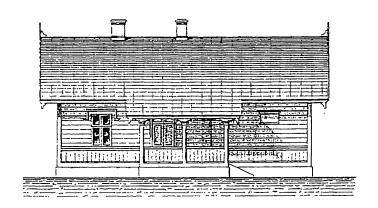
<sup>21</sup> この印刷物は、両方ともスウェーデン語で書かれた文章である。印刷の字体がラテン語の字体でかかれたものとスウェーデン語の字体でかかれたものの 2 種類があり、そのことを意味している。

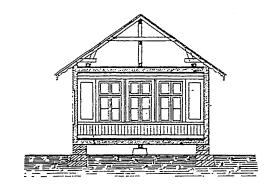
22注 4 で述べたように、スウェーデンでは、17世紀頃から19世紀の半ば頃まで家庭教育において文字を読む訓練を受け、識字率は(少なくとも読む能力については)ヨーロッパのなかでもスコットランドと並んで高かったといわれている。この家庭教育の伝統については以下のように説明されている。「各家族においては家父長が家族内の道徳や秩序に責任を持ち、子供が字を読み、教理問答を覚えることに義務を持ったが、教会は、そうした教育を徹底させるために、一五歳以上の者に毎年家庭内試問を行った。そもそも 1686 年の教会法によって教区簿冊に記録すべきものとして定められたものは、①教会が所有するすべての財産、②教会の所得、③牧師農場(prästgård)とそれに付随するすべての財産、④教会での席の配置、⑤債権・債務、⑥教区会議での決議、⑦教区内で起こった事件、⑧監督の教区訪問(visitations acterne)、⑨結婚した者の名・両親の名、⑩出生・洗礼(子供の名)、⑪死者の名、⑫教区を去った者と移入してきた者の名(どこから来て、どこへ移ったのか)、⑬教理試問の結果であった」(Wannerdt,Arvid,Den svenska folkbokföringens historia under tre sekler, Stockholm,1982, s.8-9)。石原は、⑬教理試問の結果を記録した家庭内試問記録簿の一例をその論文において紹介している(石原俊時「スウェーデンにおける人口統計の生成一教区簿冊と人口表」付録4)。

以下では、Kongl.Över-Intendents-Embetet, *Normalritningar till Folkskolebyggnader*,1878 に掲載された、20図面の中から異なるサイズのものを中心に12図面を選んで紹介する。

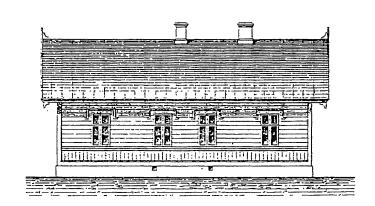
- (1) 30人の児童用の幼児学校の図面(木造)
- (2) 42人の児童用の民衆学校の図面(木造)
- (3) 48人の児童用の民衆学校の図面(石造)
- (4) 56人の児童用の民衆学校の図面(石造)
- (5) 64人の児童用の民衆学校の図面(木造)
- (6) 48人の児童用の巡回型民衆学校の図面(木造)
- (7) スロイドの実習室をともなった、48人の児童用の巡回型民衆学校の図面(木造)
- (8) スロイドの実習室をともなった、56人の児童用の民衆学校の図面(木造)
- (9) スロイドの実習室をともなった、64人の児童用の民衆学校の図面(木造)
- (10) スロイドの実習室をともなった、64人の児童用の民衆学校の図面(石造)
- (11) 48人の児童用の民衆学校と30人の児童用の幼児学校の図面(木造)
- (12) スロイドの実習室をともなった、48人の児童用の民衆学校と30人の児童用の幼児学校の図面

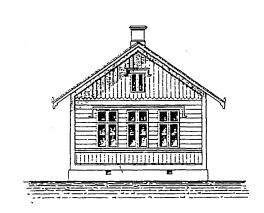
# (1) 30人の児童用の幼児学校の図面 (木造)

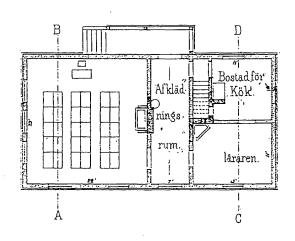


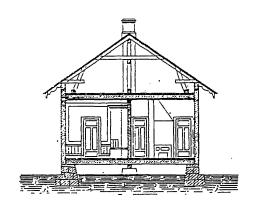


Genomskärning efter linien A-B.

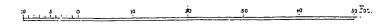




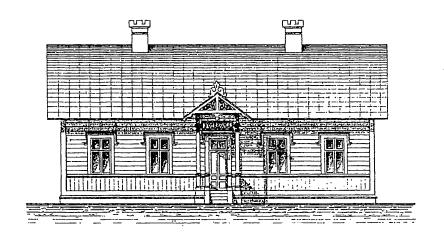


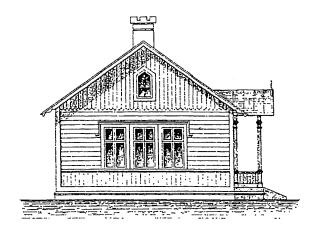


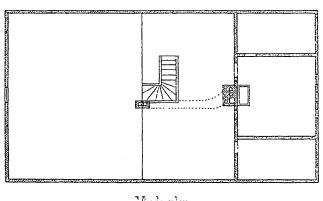
Genomskärning efter linien C-D.



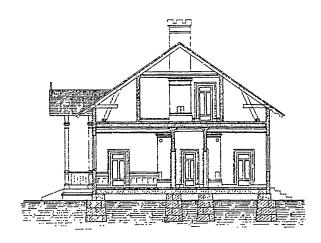
# (2) 42人の児童用の民衆学校の図面(木造)



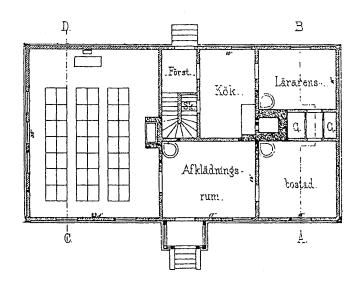


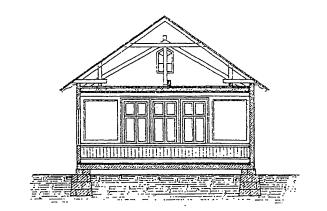




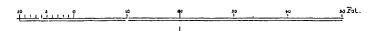


Genomskärning efter linten A-B.

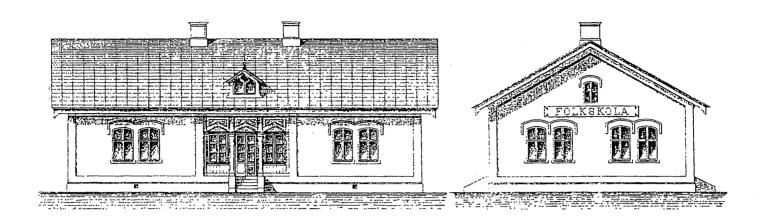


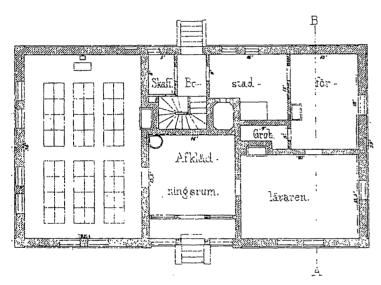


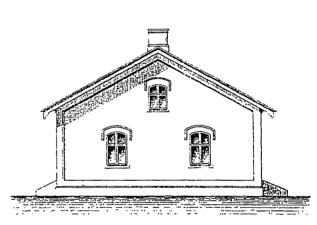
Genomskärning efter linien C-D.

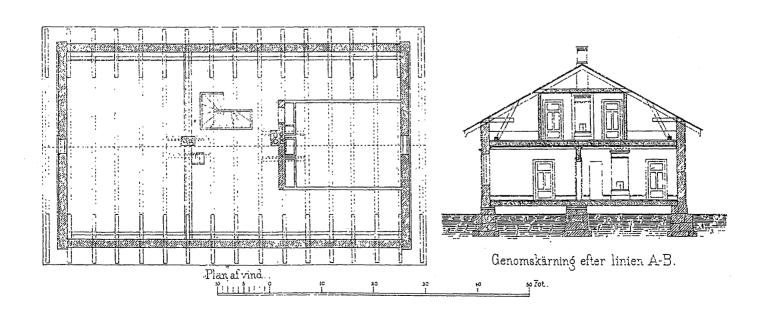


# (3) 48人の児童用の民衆学校の図面(石造)

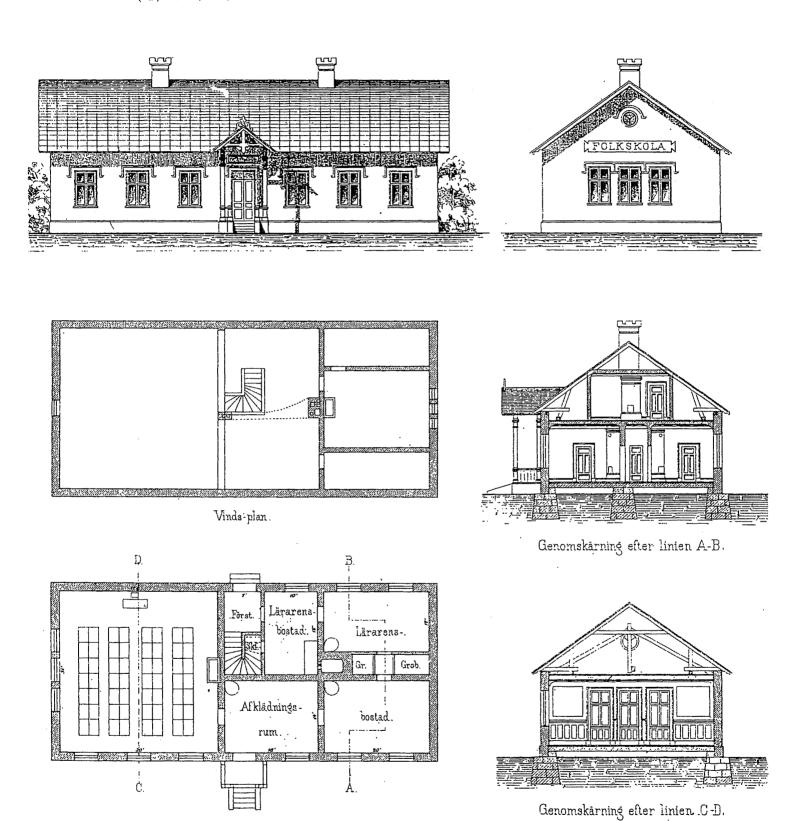




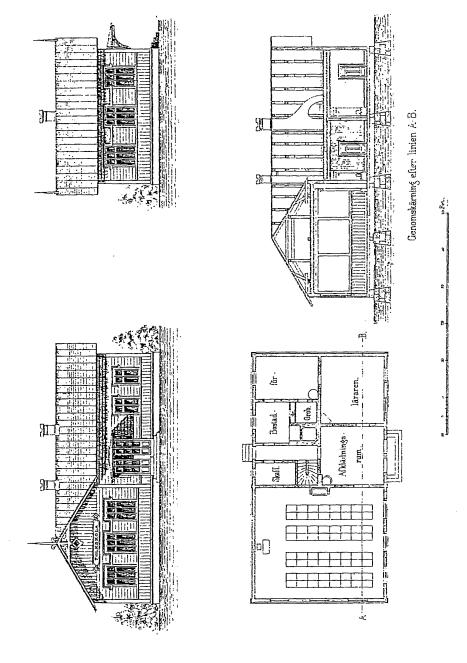




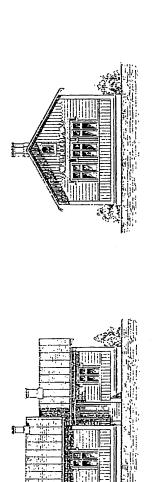
# (4) 56人の児童用の民衆学校の図面(石造)

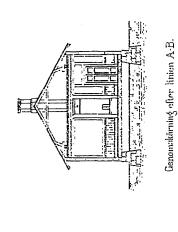


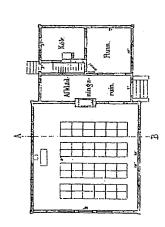
(5) 64人の児童用の民衆学校の図面(末進)



(6) 48人の児童川の巡回型民衆学校の図面(木造)





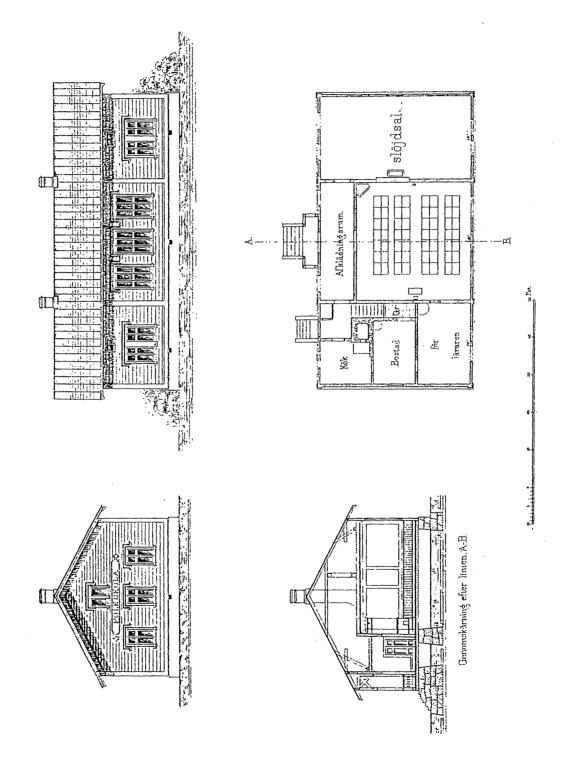


74

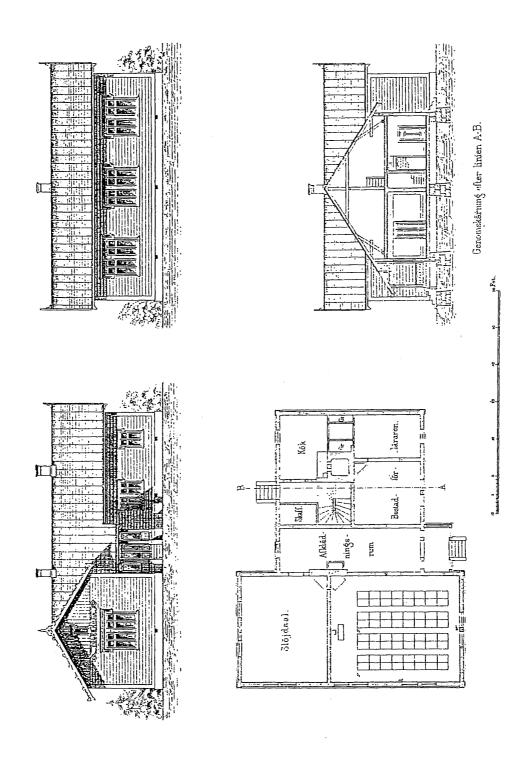
Gen. Stab. Lit. Anst.

Genomskårning efter linien. A-B.

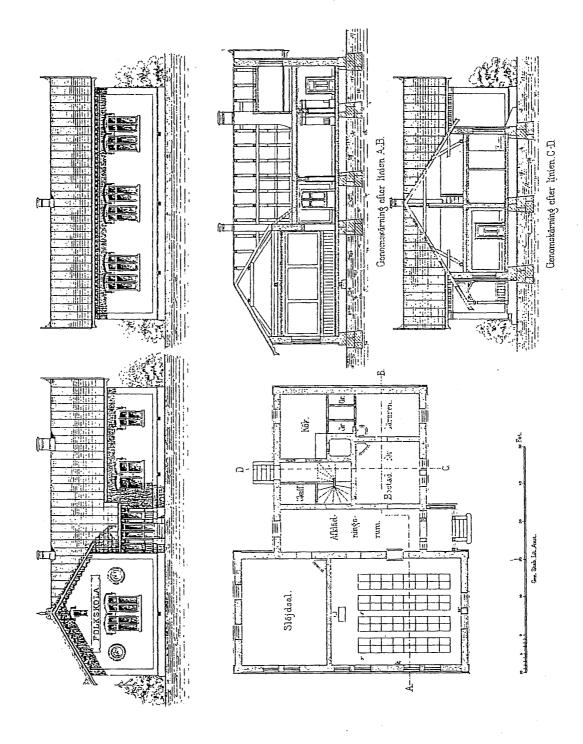
(8) スロイドの実習室をともなった、56人の児童川の民衆学校の図面(本造)



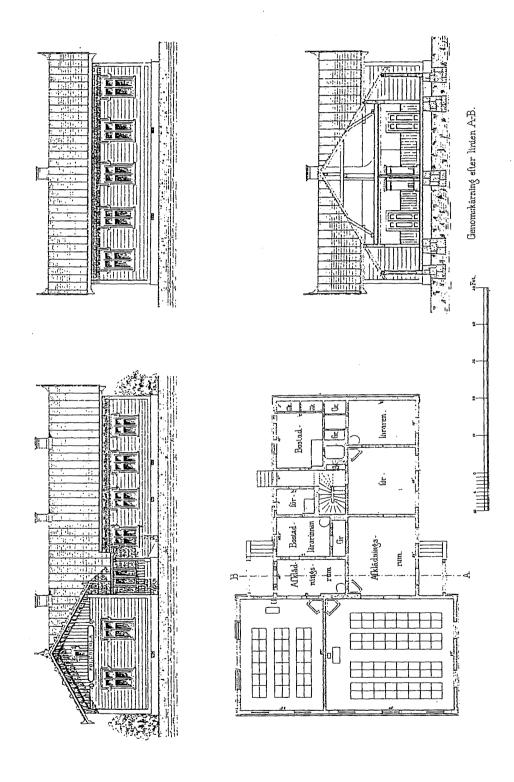
(9) スロイドの実習室をともなった、64人の児童用の民衆学校の図面(木造)



(10) スロイドの実習宝をともなった、64人の児童用の民衆学校の図面(石造)



(11) 48人の児童用の民衆学校と30人の児童用の幼児学校の図面(本造)



スロイドの実習室をともなった、48人の児童用の民衆学校と30人の児童用の幼児学 校の図面 (12)

